

第2次 大蔵村男女共同参画計画

～ みんなが助け合い、認め合い、
一人ひとりがいきいき輝く村 ～

令和4年3月

山形県大蔵村

～目 次～

第1章 計画の概要について	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 男女共同参画について	1
1. 男女共同参画社会とは	1
2. 男女共同参画社会の目指すもの	3
第3節 計画策定の社会的背景	4
1. 国際的な動向	4
2. 国内の動向	4
3. 山形県の動向	5
第4節 計画の概要	5
1. 計画の位置付け	5
2. 計画の期間	5
3. アンケート調査の実施	6
第2章 大蔵村の現状	6
第1節 人口等の状況	6
1. 人口・世帯数の動き	6
2. 年齢別人口構成	6
第2節 各分野における審議会等に占める女性の割合	7
第3節 男女共同参画に関するアンケート調査結果	7
第3章 計画の基本的な考え方	7
第1節 基本理念	7
第2節 基本目標及び施策の基本方向	8
第4章 施策の展開	8
【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8
【1】男女共同参画意識の普及啓発	8
【2】男女共同参画を推進する教育・学習の充実	9
【3】多様な性的指向・性自認への理解促進	10
【基本目標Ⅱ】いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	11
【1】政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	11
【2】雇用等の分野における男女共同参画の実現	11
【3】ワーク・ライフ・バランスの推進	12
【4】地域社会における男女共同参画の推進	13

【基本目標Ⅲ】安全・安心に暮らせる社会づくり・・・14
【1】生涯を通じた男女の健康支援・・・14
【2】あらゆる暴力と虐待の根絶・・・15

第5章 計画の推進・・・16
第1節 推進体制・・・16
第2節 計画の進行管理・・・16

資料 大蔵村男女共同参画に関するアンケート調査結果・・・17



第1章 計画の概要について

第1節 計画策定の趣旨

近年本村のみならず全国で急速に進んでいる少子高齢化や人口減少に伴い、その変化に対応していく上で、男女が性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しながら、能力や個性を最大限に発揮できる社会づくりが必要となっています。

国では、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、5つの基本理念を掲げ、性別に関わりなく個性や能力を発揮する男女共同参画社会の実現を推進してきました。また、「育児・介護休業法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定など、法律や制度面で男女共同参画を積極的に推進しています。

男女共同参画社会基本法に基づき国は「男女共同参画基本計画」を、山形県では「山形県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関する様々な施策を推進しています。

本村では、性別による固定的な役割分担意識を払拭し、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、平成29年3月に「大蔵村男女共同参画計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）」を策定し、各施策に取り組んできました。しかしながら現在も、仕事と家庭、子育てを両立できる環境が必ずしも十分とは言えず、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で、男性・女性に対する偏った意識である「性別役割分担意識」が依然として根強く残っていることなど、課題は山積しています。

本村における男女共同参画の更なる推進と課題解決、そして、男女があらゆる場面でともに参画し、お互いが対等なパートナーとして協力し合い、活躍することができる社会の実現を目指し「第2次大蔵村男女共同参画計画」を策定するものです。

第2節 男女共同参画について

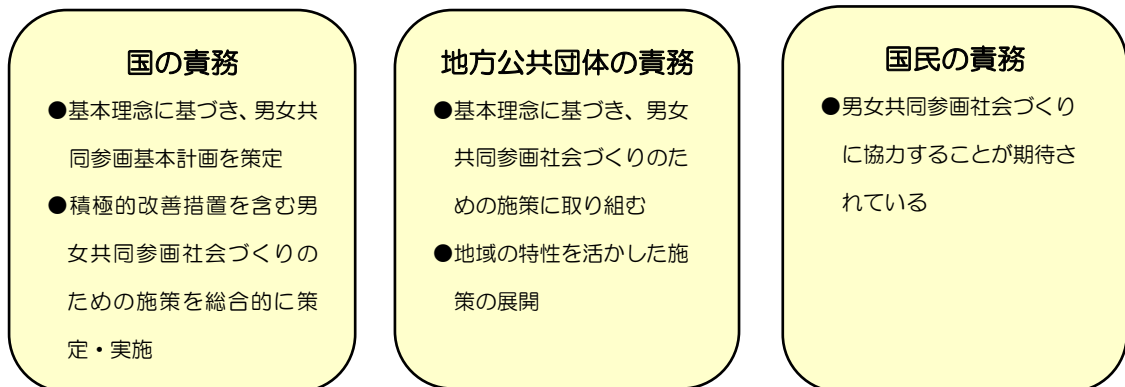
1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。つまり、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会をイメージしています。

《男女共同参画社会基本法の基本理念》

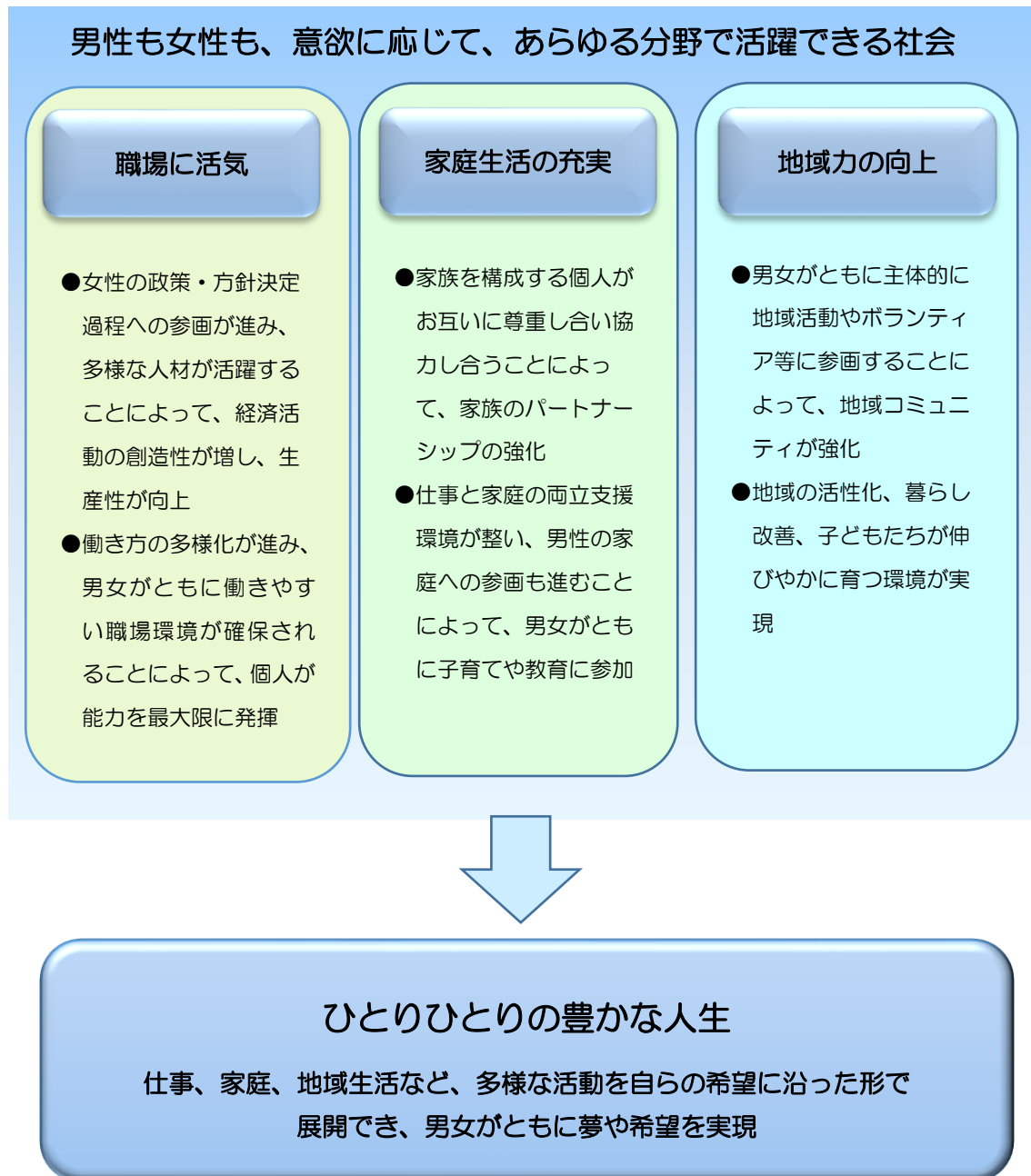


--- 国・地方公共団体及び国民の役割 ---



2. 男女共同参画社会の目指すもの

《男女共同参画社会のイメージ図》



第3節 計画策定の社会的背景

1. 国際的な動向

男女共同参画に関する国際的な取り組みは、国際連合を中心として推進され、昭和47年（1972年）の国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることが宣言されました。

また、昭和54年（1979年）の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、女性の地位向上を目指した国際的な取り組みが積極的に進められてきました。

さらに、平成5年（1993年）には、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な問題であることが示されました。

2. 国内の動向

国内においては、昭和60年（1985年）の「女子差別撤廃条約の批准」を契機に、法や制度の整備が進められ、平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、平成12年（2000年）には、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、基本計画に基づく取り組みを行っており、令和2年（2020年）には「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。

この計画では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行の観点から、目指すべき社会として以下の4つが提示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

◇第5次男女共同参画基本計画で提示された4つの目指すべき社会◇

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

3. 山形県の動向

山形県は、平成14年に「山形県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「男女がともにいきいきと活躍する山形県」の実現を目指し、「山形県男女共同参画計画」を策定し、市町村及び国と連携、協力しながら、県民、事業者と一体となって男女共同参画を進め、さらに、拠点施設として山形県男女共同参画センター「チェリア」を開設しました。

令和3年3月には、誰もがいきいきと働き、幸せに暮らし続けられる山形県に向けて、意思決定過程への参画拡大など女性の活躍促進を一層前へと進め、一人ひとりが個人として尊重されるよう、暮らし・仕事・地域において男女共同参画の取り組みを強化していくため「山形県男女共同参画計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を策定し、次の5つを重点施策として取り組んでいます。

◇山形県男女共同参画計画で取り組む5つの重点施策◇

- 重点施策1：若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信
- 重点施策2：防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進
- 重点施策3：政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 重点施策4：雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保と
ワーク・ライフ・バランスの実現
- 重点施策5：家庭・地域における男女共同参画の推進

第4節 計画の概要

1. 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本村における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

また、この計画は、男女共同参画社会基本法、山形県男女共同参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を踏まえ、第4次大蔵村総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

なお、本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものとします。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としますが、

社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

3. アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、本村在住の18歳以上の住民を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送でのアンケート調査を実施しました。

調査名称	大蔵村男女共同参画に関するアンケート調査
調査対象	大蔵村に居住する18歳以上の住民 (性別年齢階層別の層化無作為抽出による)
調査方法	郵送配布
調査期間	令和4年1月20日～令和4年2月4日
配布数	150
回答者数	82

第2章 大蔵村の現状

第1節 人口等の状況

1. 人口・世帯数の動き

本村の人口は、令和2年の国勢調査において3,028人で、平成27年の国勢調査から5年間で384人が減っており（平成27年を100とした場合88.7）、人口減少が進行しています。

世帯数も減少傾向で推移しており、1世帯当たりの世帯人員は、平成27年の3.30人から令和2年では3.12人となっており、小家族化傾向も進んでいます。

【国勢調査結果】

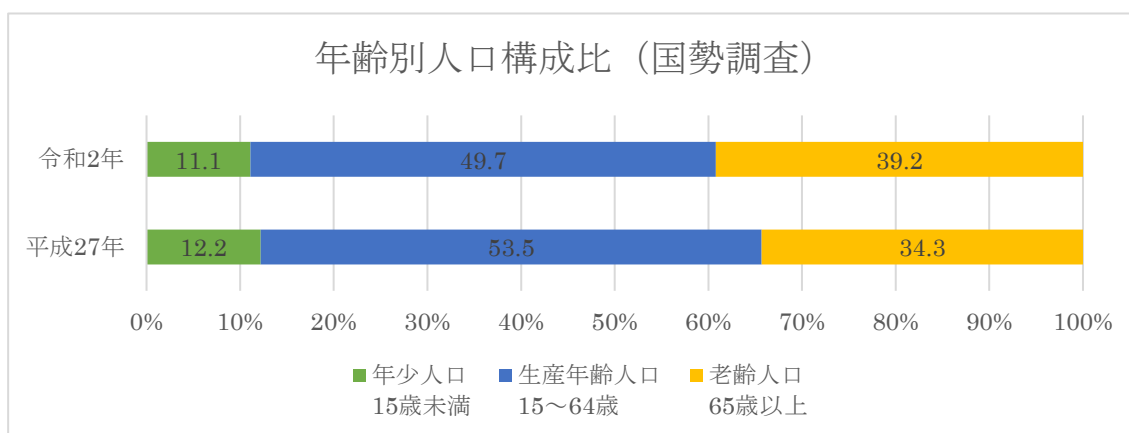
項目		平成27年	令和2年	増減数	増減率
人口	総数	3,412人	3,028人	△384人	△11.3%
	男	1,663人	1,498人	△165人	△9.9%
	女	1,749人	1,530人	△219人	△12.5%
世帯数		1,016世帯	945世帯	△71世帯	△7.0%

2. 年齢別人口構成

大蔵村の15歳未満の年少人口比と15～64歳の生産年齢人口比は平成27年と令和2年の国勢調査を比較すると減少していますが、65歳以上の高齢人口比は増加傾向にあり、総人口に占める割合は39.2%となっています。

県や全国と比べると年少人口と生産年齢人口の構成比は低く、高齢化率

は高くなっており、少子高齢化が顕著に進んでいます。



第2節 各分野における審議会等に占める女性の割合

令和3年4月1日現在の大蔵村における地方自治法に基づく審議会等の数は13で、そのうち女性委員がいる審議会数は9、委員総数133人のうち女性委員数は19人で、割合は14.3%でした。これは、5年前の平成28年4月時点での8.2%より改善しているものの、県内平均の24.2%、全国の27.6%と比べ、かなり低い傾向にあります。村の行政運営に女性の意見を反映させるためにも、今後女性の登用、参画拡大に積極的に取り組むことが重要となります。

第3節 男女共同参画に関するアンケート調査結果

計画の策定にあたり実施したアンケート調査につきまして、結果は17ページから25ページまでのおりとなりました。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

大蔵村では、令和元年度に策定した村政の総合的な指針である「第4次大蔵村総合計画（令和2年度～令和11年度）」において、村が描く将来像を「おかえり、なりわい灯す きよらなる里」と掲げています。その施策の大綱「みらい～協働による持続可能な村づくり～」において「協働の村づくりプロジェクト」を掲げ、その中で女性も活躍する地域づくり等の男女共同参画社会の推進を定めています。

本計画は、「第4次大蔵村総合計画」における男女共同参画の部門計画の役割を担う位置付けとなるため、「第4次大蔵村総合計画」の将来像及び基本計

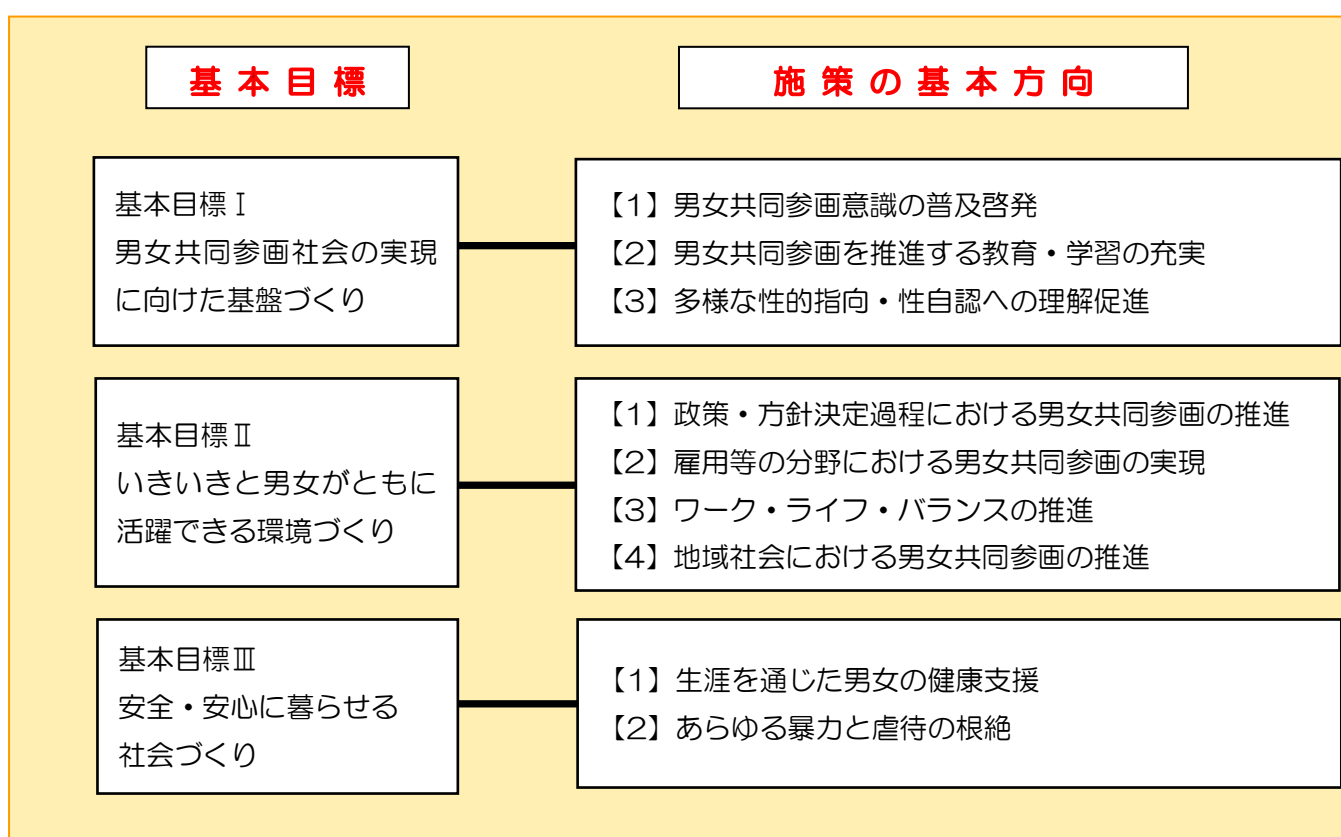
画に基づき、大蔵村男女共同参画計画の基本理念を次のように掲げます。

～ みんなが助け合い、認め合い、
一人ひとりがいきいき輝く村 ～

住民一人ひとりが社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず参画できる環境が整備され、その能力や個性を十分に発揮し、助け合い、認め合っ
て、いきいきと暮らせる村づくりの実現を目指します。

第2節 基本目標及び施策の基本方向

基本理念を具現化するための基本目標及びその基本方向については、次の
とおり体系づけます。



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【1】男女共同参画意識の普及啓発

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められている中、「男女共同

参画」という言葉は認知されつつあるものの、正しく理解されるまでには至っていないのが現状で、今後も必要な情報の周知啓発を継続していかねばなりません。男女共同参画社会基本法においては、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度または慣行についての配慮」が筆頭に掲げられており、人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、基盤となる考え方です。一人ひとりが性による差別を受けることなく、人間として尊重されるという理念のもとに、あらゆる人権問題の解決に向けた広報・啓発を推進します。

さらに、社会通念や慣習による「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、意識改革に取り組む必要があります。

アンケート結果においても、固定的な性別役割分担がみられ、その意識は生活習慣に反映されており、まずはこうした意識を払拭していくことが課題といえます。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	男女共同参画関連講演会や講座等の開催	○男女共同参画に関する講演会や講座、学習会を開催します。 ○県や各種団体が主催する男女共同参画に関する事業・セミナーなどの参加を呼びかけます。 ○男女共同参画に関する活動団体等に対する支援を行います。	総務課
2	人権問題に関する学習機会の提供と啓発	○人権啓発のための講師の派遣や、研修会の開催、周知活動などの人権啓発活動に対して支援します。	住民税務課
3	性別役割分担意識の見直しのための啓発	○広報紙や啓発冊子などを通じて社会通念・慣行・しきたりなどを見直すきっかけとなるような広報や啓発活動を行います。	総務課
4	男女共同参画の視点に立った職場づくり	○研修などを通じて男女共同参画意識の向上を図り、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。	総務課

【2】男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女がともに、それぞれの能力を発揮しながら社会の形成に参画するためには、その基礎となる教育や学習における意識付けが非常に重要です。学校教育や社会教育・生涯学習など、家庭や学校、地域等様々な場を通して、男女平等

と相互理解についての学習機会を充実させます。

また、より理解を高めるため、適切な表現の浸透や、情報・知識の学習の機会を提供し、男女共同参画社会を築くための意識づくりを目指します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	差別やいじめを無くす教育の推進	○差別やいじめに対して、しない、させない、ゆるさないの意識の育成と、人権感覚を育む教育に取り組みます。	教育課
2	学校等での男女共同参画に関する教育の促進	○保・小・中と連携し、子どもの成長段階に応じ、男女共同参画の視点を取り入れた教育をチェリアなどが配布する教材等を活用して推進します。 ○固定的な性別の職業観にとらわれない、主体的な進路・職業選択ができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	教育課 健康福祉課
3	家庭における男女共同参画に関する意識醸成	○男女共同参画への意識を高めるため、児童生徒等の保護者に対して、情報提供や研修機会の充実に努めます。 ○村民が自主的に行う男女共同参画に関する活動に対し、支援を行います。	総務課 教育課

【3】多様な性的指向・性自認への理解促進

多様な性的指向・性自認への理解促進を図るため、人権を尊重する意識を醸成するための情報提供を推進し、誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会を目指します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	性的マイノリティへの理解促進啓発	○性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々に対する理解を深めるために、学習機会や情報の提供を図ります。	総務課
2	学校教育における理解の促進	○子どもの成長段階に応じ、当事者の心情や教育の中立性に配慮しながら、多様な性的指向・性自認を取り上げた人権教育等を推進します。	教育課

基本目標Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

【1】政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は、女性の意見や視点を取り入れることにより、社会の構造や仕組みを変えていくことにつながり、多様性をもつ発展に欠くことができないものです。各分野への女性の活躍を促し、政策・方針決定に共同して参画する機会が確保されるよう推進します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	審議会等への女性登用の推進	○村の政策方針決定や施策立案の場である審議会や委員会への女性委員の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消を目指します。 ○審議会や委員会への女性登用率を令和8年度末まで25%以上になるよう努めます。	全課
2	講座の開催や研修会を通じた人材の育成	○男女共同参画に関する各種講座の開催及び研修会の参加を通じて、地域で男女共同参画を促進するリーダーとなる人材の育成に努めます。	総務課
3	経営・運営方針決定の過程への女性参画の推進	○関係課や商工会等と連携し、事業所や各種団体の代表や役員への女性の参画を働きかけます。	総務課

【2】雇用等の分野における男女共同参画の実現

近年、人口減少の影響で、若い世代の就業者数が不足しています。社会は女性の労働力を必要としており、また女性自身も就業意識が高まり、継続的な就業や再就職を希望する女性が増えています。

それに伴い、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備が進められてきましたが、昇進、賃金等の面では依然として男女の格差がみられ、また、出産や育児等で一旦仕事を離れなければならない女性があります。

こうした状況を改善するため、雇用や就業における男女の均等な機会と待

遇の確保、女性の就業継続、再就職などに対する支援への取り組みを関係機関と連携して推進します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	職業能力向上に向けた講座等の情報提供	○女性の各種職業能力向上のために開催される講座や研修会等の情報を収集し、広報紙やホームページ等を通じた情報提供に努めます。	総務課 産業振興課
2	事業所等に対する広報・啓発	○男女雇用機会均等法や労働基準法などの法制度や、女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を提供、働きやすい職場作りのために広報・啓発の推進に努めます。 ○育児・介護休業制度や看護休暇制度を取得しやすい労働環境の整備などについて、事業所に周知・啓発を行います。	総務課

【3】ワーク・ライフ・バランスの推進

アンケート結果から、家事や育児・介護等は主に女性が担っている場合が多く、男性の協力を必要としている女性が多いと考えられます。また、日常生活について、「仕事優先」が理想という人が少数だったのに対し、現状ではその3倍以上の人が「仕事優先」となっていました。そして、仕事と育児・介護との両立支援制度の充実を求めている方が多くみられました。

男女がともに協力し合って家庭生活や職業生活を送ることができるよう、家庭や企業、地域、行政が一体となって各種制度の周知やサービスの充実に努めることが必要です。仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活ができるよう、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や、労働時間短縮に向けた働きかけなど、様々な施策に取り組みます。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	○適切な仕事時間と生活時間の配分をし、男女が共に家事・育児を担えるようワーク・ライフ・バランスに関連する情報を事業所等に広報・啓発を行います。	総務課

		○男女が安心して働けるよう、関係機関と連携して育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。	
2	働きやすい就業条件と職場環境の整備	○男女共同参画の視点に立った職場環境の見直しや整備を推進します。 ○事業所等におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメント防止のため、関係法令等の周知に努め、情報提供と啓発を図ります。	総務課 産業振興課
3	多様な保育サービスの充実	○乳児保育、延長保育など、多様な保育ニーズへの対応を図るため、保育サービスの内容や体制の充実を図ります。	健康福祉課
4	育児・料理・介護教室等の開催	○家事や育児、介護に対する性別役割分担の解消を目指し、男女共に家事等への参加を促進するため、育児・料理・介護教室等を開催します。	健康福祉課 教育課

【4】地域社会における男女共同参画の推進

少子高齢化や小家族化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。

近年、国内では大地震や土砂災害、台風や大雪など、様々な自然災害が頻発しています。被災時には家庭的責任が女性に集中するという問題や、避難生活において男女のニーズの違いがみられることから、「防災の現場には女性の目線も必要である」という視点が浮き彫りになっています。男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立を目指します。地域活動においても男女がともに主体的に参画し、より活力ある地域社会が形成されるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めます。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	地域活動への女性参画の推進	○環境・防犯・防災などの地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、女性や女性団体の人材育成を推進します。 ○公民館・コミュニティセンターなどに	総務課 危機管理室

		男女共同参画に関するポスター等を掲示します。 ○地区の役員に女性を登用するよう依頼していきます。	
2	女性の視点を活かしたむらづくりの推進	○むらづくりのための計画の策定や更新にあたって、女性の視点を活かす機会を充実し、計画に反映させます。	総務課
3	防災知識の普及	○地域防災計画に基づき、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めます。	危機管理室
4	地域防災活動への男女共同参画の推進	○自主防災組織・自治会などの地域コミュニティが防災に果たす役割が大きいことから、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成をはじめ、女性の参画を促し、地域防災力の向上に努めます。	危機管理室

基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

【1】生涯を通じた男女の健康支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。特に女性は、妊娠や出産など、ライフステージごとの心身の状況や生活の変化も大きく、健康を維持しつつ安心して生活できる環境を整備することが求められます。

男女ともに生涯にわたる心と体の健康に関心を持ち、安心して自立した生活を送ることができるような健康づくりへの取り組みをすすめるとともに、高齢者・障がいのある人の自立と社会参加を目指します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実	○男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、検診の受診を促進し、相談・支援に努めます。 ○健康づくりのための運動教室・栄養教室・健康相談などを実施します。	健康福祉課

2	妊娠・出産・育児等に関する支援	○妊娠・出産・育児にあたっての必要な保健指導および相談事業の充実に努めます。 ○子育てに関する教室などへ父親の参加を促進するため、広報・啓発活動の充実に努めます。	健康福祉課
3	総合的な食育の推進	○食生活改善推進員を育成し、地域での食育活動を支援します。	健康福祉課
4	性に関する正しい理解と互いの意思の尊重	○各ライフステージに応じて、男女の互いの身体的特徴を十分理解し、避妊や性感染症に対する正確な知識を持ち、互いの性を尊重することができるよう啓発に努めます。	教育課 健康福祉課
5	福祉サービスの情報提供などの充実	○住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者・障がい者福祉サービスなどの情報提供の充実に努めます。	健康福祉課
6	高齢者・障がい者の生きがいづくり支援、就労支援	○生きがいを持って生活を送れるよう、老人クラブや講座、スポーツ、交流などの各種活動に対する支援に努めます。 ○シルバー人材センターなどの関係機関や企業などへの働きかけを行い、就労を支援します。	健康福祉課 教育課

【2】あらゆる暴力と虐待の根絶

男女が対等な人間として認め合い活躍できるようにするためには、男女間の暴力や虐待はあってはなりません。

アンケート調査の結果、本村でも配偶者やパートナーによる暴力「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と表記）」を受けたことがある人が6.4%、まわりで経験した人がいると回答した人が9.0%いました。DVに対する認識が足りず、理解が不十分で被害が潜在化しやすい傾向にあるといえます。家庭や学校等におけるDV及びデートDV防止のための教育の充実をはじめ、DV防止のための広報・啓発を推進すると同時に「相談しやすい」環境づくりにも努めます。

性別を問わず、暴力行為は人権の侵害です。立場の弱い子どもや女性、高齢者などに対する暴力を未然に防止するため、啓発や相談体制を整備し、あらゆる

る暴力を根絶する仕組みづくりを目指します。

■ 具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	暴力・虐待の根絶を目指した広報・啓発活動	○暴力・虐待は人権侵害であるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。 ○DVを無くすため、チラシやパンフレットの配布などを通じて、啓発に努めます。	健康福祉課 総務課
2	相談支援体制の充実	○相談者のプライバシーに配慮しながら、適切な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談窓口体制の充実に努めます。	健康福祉課

第5章 計画の推進

第1節 推進体制

(1) 庁内各部局・関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けた施策は広範多岐にわたるため、計画の推進にあたっては、総務課を中心として全庁体制で取り組むとともに、住民、地域、企業などと協力しながら、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。また、国・県及び関係機関との連携・調整に努め、他市町村との情報交換などを行い、本計画の推進を図ります。

(2) 住民、地域、団体、企業等との連携

男女共同参画社会の推進は、住民や地域、企業、関係機関、各種団体などによる自主的、主体的な活動が不可欠であり、このような活動との連携や支援を図り、広報や情報提供を通じて幅広い参加を目指します。

第2節 計画の進行管理

村の各課が実施する男女共同参画関連事業について、ヒアリングなどにより調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。さらに、国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

また、各施策について、PDCAサイクル手法をもって実行性を高め、計画の実現に努めます。

資料

令和3年度

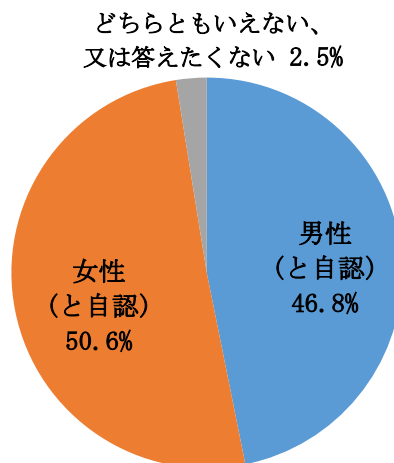
大蔵村男女共同参画に関する アンケート調査結果

調査対象	大蔵村に居住する18歳以上の住民 (性別年齢階層別の層化無作為抽出による)
調査方法	郵送配布
調査期間	令和4年1月20日～令和4年2月4日
配布数	150
回答者数	82

◆あなた自身のことについて

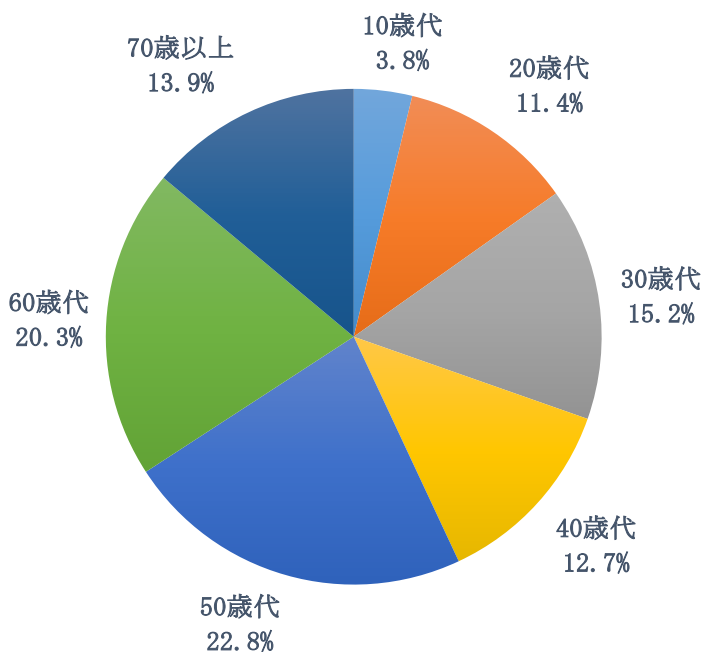
問1 あなたの性別は

	回答数	1	2	3
		男性 (と自認)	女性 (と自認)	どちらともいえない、又は 答えたくない
件数	79	37	40	2
構成比	100.0%	46.8%	50.6%	2.5%



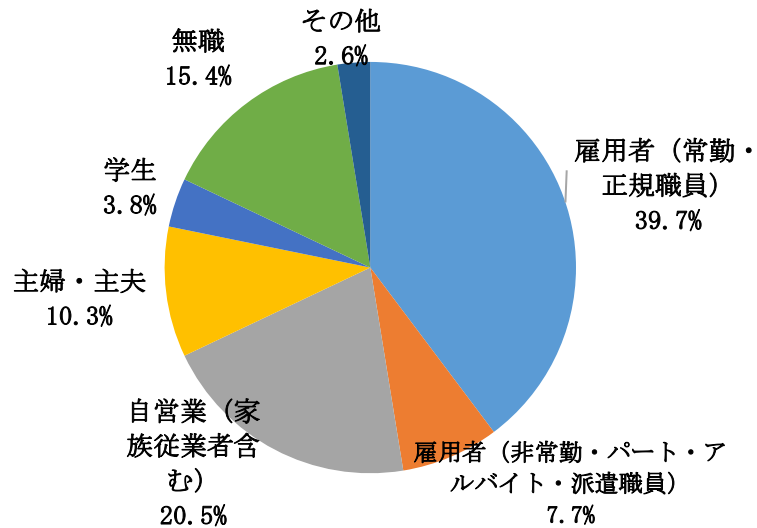
問2 あなたの年齢は

	回答数	1	2	3	4	5	6	7
		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
件数	79	3	9	12	10	18	16	11
構成比	100.0%	3.8%	11.4%	15.2%	12.7%	22.8%	20.3%	13.9%



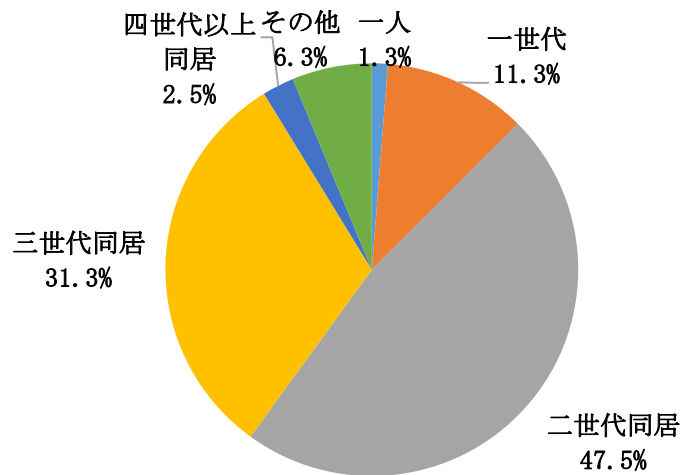
問3 あなたの職業は

	回答数	1	2	3	4	5	6	7
		正規 雇用者 (常勤・ 職員)	雇用者 (非常勤・ パート・ アルバイト・ 派遣ア ルバイト)	自営業 (家族従 業者含 む)	主婦・ 主夫	学生	無職	その他
件数	78	31	6	16	8	3	12	2
構成比	100.0%	39.7%	7.7%	20.5%	10.3%	3.8%	15.4%	2.6%



問4 あなたの家族構成は

	回答数	1	2	3	4	5	6
		一人	一世代	同居 二世 代	同居 三世 代	同居 四世 以上 同代	その他
件数	80	1	9	38	25	2	5
構成比	100.0%	1.3%	11.3%	47.5%	31.3%	2.5%	6.3%



◆男女の地位についておたずねします

問5 次の様々な場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか。（各項目1つまで）

		回答数	1 て常男 いに性 る優の 遇方が され非	2 いがえ る優ば 遇男ら さ性か れのと て方い	3 平等	4 遇えど さばち され女 れて性 いるが る優い	5 て常女 いに性 る優の 遇方が され非	6 わからない
ア 家庭生活	件数	80	6	31	29	3	0	11
	構成比	100.0%	7.5%	38.8%	36.3%	3.8%	0.0%	13.8%
イ 職場	件数	76	10	27	23	3	0	13
	構成比	100.0%	13.2%	35.5%	30.3%	3.9%	0.0%	17.1%
ウ 学校教育 の場	件数	75	2	7	51	1	0	14
	構成比	100.0%	2.7%	9.3%	68.0%	1.3%	0.0%	18.7%
エ 政治の場	件数	77	21	35	12	1	0	8
	構成比	100.0%	27.3%	45.5%	15.6%	1.3%	0.0%	10.4%
オ 法律や制 度上	件数	77	8	23	24	4	0	18
	構成比	100.0%	10.4%	29.9%	31.2%	5.2%	0.0%	23.4%
カ 社会通念 習慣しきたり	件数	78	16	41	10	1	0	10
	構成比	100.0%	20.5%	52.6%	12.8%	1.3%	0.0%	12.8%
キ 自治会 地域活動	件数	78	8	26	23	5	1	15
	構成比	100.0%	10.3%	33.3%	29.5%	6.4%	1.3%	19.2%
ク 社会全体	件数	79	11	46	12	1	0	9
	構成比	100.0%	13.9%	58.2%	15.2%	1.3%	0.0%	11.4%

◆仕事についておたずねします（現在仕事をしている方のみ）※該当しない項目は空欄で

問6 現在の職場では、男女の扱いについて平等だと思いませんか。（各項目1つまで）

		回答数	1 遇男 さ性 れが て非 常い るに 優	2 遇ばど さ男 れ性 ての 方か るが い優 え	3 平等	4 ればど て女 い性 るが 優か いと いさ え	5 遇女 さ性 れが て非 常い るに 優	6 わからない
ア 募集や 採用	件数	55	4	11	33	1	1	5
	構成比	100.0%	7.3%	20.0%	60.0%	1.8%	1.8%	9.1%
イ 賃金	件数	56	8	14	26	0	0	8
	構成比	100.0%	14.3%	25.0%	46.4%	0.0%	0.0%	14.3%
ウ 昇進・ 昇格	件数	55	8	24	18	0	0	5
	構成比	100.0%	14.5%	43.6%	32.7%	0.0%	0.0%	9.1%
エ 管理職へ の登用	件数	55	13	20	15	0	0	7
	構成比	100.0%	23.6%	36.4%	27.3%	0.0%	0.0%	12.7%
オ 仕事内容	件数	57	3	15	26	6	2	5
	構成比	100.0%	5.3%	26.3%	45.6%	10.5%	3.5%	8.8%
カ 休暇の 取得	件数	57	0	2	37	13	1	4
	構成比	100.0%	0.0%	3.5%	64.9%	22.8%	1.8%	7.0%

問7 女性が職業を持つことについて、どうお考えですか。

		回答数	1 た女 な性 いは 方が 業を 持	2 よ職結 い業婚 を持 つま 方が は	3 方まど が子 がで よ職も い業が を持 持き つる	4 続も子 けずど るつも 方が が職 よ業 いを て	5 い業き をくら 持な子 つな業 方たも がや がら よ職 大	6 その他	7 わからない
件数	79	0	1	2	39	14	12	11	
構成比	100.0%	0.0%	1.3%	2.5%	49.4%	17.7%	15.2%	13.9%	

問8 女性が出産後も離職せず同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場で必要なことは何だと思いますか。

(3つまで)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
	回答数	を保育所や放課後児童クラブなどを預けられる環境の整備	介護支援サービスの充実	家事・育児支援サービスの充実	男性の家事参加への理解・意識改革	女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革	働き続けることへの女性自身の意識改革	男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革	職場における育児・介護との両立支援制度の充実	短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入	育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止	その他	特になし	わからない	
	件数	221	60	15	14	27	20	3	17	32	16	13	1	1	2
	構成比	100.0%	27.1%	6.8%	6.3%	12.2%	9.0%	1.4%	7.7%	14.5%	7.2%	5.9%	0.5%	0.5%	0.9%

問9 女性の望ましい働き方についてどうお考えですか。

		1	2	3	4	5	6	7	
	回答数	性別にかかわらず能力主義に働きやすい環境を整えるべき	仕事には性別による役割分担があるべき	性別にかかわらず管理職や役員を目指すべき	男女平等の仕事をするべき	女性は補助員として男性を補佐するべき	その他	わからない	
	件数	78	48	7	10	8	1	1	3
	構成比	100.0%	61.5%	9.0%	12.8%	10.3%	1.3%	1.3%	3.8%

問10 男女がともに働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	回答数	育児・介護休暇など取りやすくする	職場に保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実	ホームヘルパー制度など福祉サービスの充実	気軽に相談できる制度をつくる	パートタイム・派遣の給与や労働条件をよくする	在宅勤務やフレックスタイム(時間差出勤)をとりいれる	労働時間を短くする	再就職等の支援を充実させる	家族で家事の分担を行う	その他	分からない	
	件数	217	66	33	10	11	24	16	12	17	25	0	3
	構成比	100.0%	30.4%	15.2%	4.6%	5.1%	11.1%	7.4%	5.5%	7.8%	11.5%	0.0%	1.4%

◆家庭生活についておたずねします

問11 家庭では、家事を誰が主に行っていますか。(各項目1つまで)

		1	2	3	4	5	6
回答数		いつも女性	ほとんど女性が行う が、ときどき男性	いつも男性	ほとんど男性が行う が、ときどき女性	男女とも同じように行う	該当する人がいない
ア 食事作り 後片付け	件数	81	44	27	2	0	8
	構成比	100.0%	54.3%	33.3%	2.5%	0.0%	9.9%
イ 掃除	件数	82	35	36	2	0	9
	構成比	100.0%	42.7%	43.9%	2.4%	0.0%	11.0%
ウ 洗濯	件数	82	46	24	2	0	10
	構成比	100.0%	56.1%	29.3%	2.4%	0.0%	12.2%
エ 子どもの 世話	件数	75	13	26	1	0	17
	構成比	100.0%	17.3%	34.7%	1.3%	0.0%	22.7%
オ 家族の 介護	件数	69	8	17	1	1	5
	構成比	100.0%	11.6%	24.6%	1.4%	1.4%	7.2%
カ 地区行事 等の参加	件数	79	4	1	20	31	21
	構成比	100.0%	5.1%	1.3%	25.3%	39.2%	26.6%

問12 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見にどうお考えですか。

		1	2	3	4	5
回答数		賛成	どちらかといえ ば賛成	どちらかといえ ば反対	反対	わからない
件数	80	2	23	20	20	15
構成比	100.0%	2.5%	28.8%	25.0%	25.0%	18.8%

問13 「男性がもっと家庭生活に参加する必要がある」という考え方にどうお考えですか。

		1	2	3	4	5
回答数		賛成	どちらかといえ ば賛成	どちらかといえ ば反対	反対	わからない
件数	80	32	38	2	0	8
構成比	100.0%	40.0%	47.5%	2.5%	0.0%	10.0%

問14 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで）

	回答数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		男性が家事など自身に参加すること	男性が家事などの抵抗感をなくす	夫や家族間のコミュニケーション	年配者やまわりの人が夫の役割を尊重する	子育て、介護、地域活動について、男性による家事、子育ての評価を高める	社会の中で、男性による家事、子育ての時間を確保する	労働時間短縮や休暇制度を普及	地域活動に関心を高めるよう啓発	男性が家事、子育て、介護、地域活動の技能を高める	国や県、村などの研修等により、男性の家事や子育て、介護	男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間（ネット）を作る	家庭や地域活動と仕事の両立など、問題について、男性が相談しやすい窓口を設ける
件数	201	38	11	34	24	24	30	11	7	10	6	3	3
構成比	100.0%	18.9%	5.5%	16.9%	11.9%	11.9%	14.9%	5.5%	3.5%	5.0%	3.0%	1.5%	1.5%

◆社会への参画についておたずねします

問15 「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)」の3項目について優先しているもの、優先したいものはどれですか。（各項目1つまで）

	回答数	1	2	3	4	5
		「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	「先人の生活」を優先	3つ全て	わからない
ア あなたの現状	件数 80	23	34	5	12	6
	構成比 100.0%	28.8%	42.5%	6.3%	15.0%	7.5%
イ あなたの理想	件数 80	7	33	9	26	5
	構成比 100.0%	8.8%	41.3%	11.3%	32.5%	6.3%

問16 職場や地域で女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、どの情報が必要になると感じますか。（3つまで）

	回答数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		保育所や幼稚園、放課後児童クラブに関する情報	介護や家事の支援サービスに関する情報	就職・再就職のための職業訓練に関する情報	起業・NPO活動のための情報	仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報	継続している女性のモデル事例に関する情報	出産・育児などをしながら就業に関する情報	積極的な家事・育児に関する情報	見直しの企業実践例に関する情報	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に関する情報	その他
件数	183	26	25	17	5	42	14	11	32	0	1	10
構成比	100.0%	14.2%	13.7%	9.3%	2.7%	23.0%	7.7%	6.0%	17.5%	0.0%	0.5%	5.5%

問17 女性が次の役職等に就くことについて、どう思いますか。（各項目1つまで）

	回答数	1	2	3
		賛成	どちらでもない	反対
ア 自治会・地区等の会長	件数 80	49	27	4
	構成比 100.0%	61.3%	33.8%	5.0%
イ PTA・父母会等の会長	件数 80	48	26	6
	構成比 100.0%	60.0%	32.5%	7.5%
ウ 企業での管理職	件数 80	58	22	0
	構成比 100.0%	72.5%	27.5%	0.0%

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）についておたずねします

問18 ドメスティック・バイオレンスを受けた経験やそのようなことを身近で見聞きしたことはありますか。

	回答数	1	2	3	4	5	6
		自分が直接経験したことがある	が自分のまわりに経験した人がいる	なテレビや新聞等で一般的知識として知っている	は詳しくはわかっていないが言葉は聞いたことがある	ンドメスティック・バイオレンスのことを全く知らない	その他
件数	78	5	7	50	14	2	0
構成比	100.0%	6.4%	9.0%	64.1%	17.9%	2.6%	0.0%

問19 問18で「1」を選んだ方におたずねします。身体的、心理的暴力を受けたことについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしたことはありますか。（いくつでも）

	回答数	1	2	3	4	5	6
		がだれにも相談したことがない	に警察・公的な相談窓口で相談した	ど）民間の機関（弁護士など）に相談した	相医師・カウンセラーに相談した	友人・知人に相談した	その他
件数	7	2	1	0	0	3	1
構成比	100.0%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	42.9%	14.3%

◆性的マイノリティについておたずねします

問20 性的マイノリティ（またはLGBT）という言葉を知っていますか。

	回答数	1	2	3
		知っていた	言葉は知っていたが意味は知らなかった	知らなかった
件数	77	56	13	8
構成比	100.0%	72.7%	16.9%	10.4%

問21 現在、性的マイノリティ（またはLGBT）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しやすい社会だと思いますか。

	回答数	1	2	3	4
		思う	ぼどちらかといえ	ぼどちらかといえ	思わない
件数	75	29	35	6	5
構成比	100.0%	38.7%	46.7%	8.0%	6.7%

◆男女共同参画社会づくりについておたずねします

問22 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

(3つまで)

	回答数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		法律や制度の面で見直しを行う	に職登、用する	に職登、用する	民間企業が団体の管理職に女性の登	談の場を提供する	等への女性の進出を支援する	従来への女性の進出を支援する	人保の施設やサービスや、高齢者や病	て学女の機会を充実する	男女共同労働時間の短縮や在宅勤務の普及など	ら育てや介支援助する	た子の再就職を支援する	て男女の平等と相互の理解や協力につい	その他
件数	218	22	23	19	9	7	30	10	23	42	23	5	1	1	3
構成比	100.0%	10.1%	10.6%	8.7%	4.1%	3.2%	13.8%	4.6%	10.6%	19.3%	10.6%	2.3%	0.5%	0.5%	1.4%

最後に、性別にとらわれず豊かな男女共同参画社会を実現していくため、ご意見ご要望を自由にお書きください。

性別	年齢	自由意見
男性	50歳代	仕事は能力が優先されるべきだ！
女性	60歳代	大蔵村もずいぶん昔のようではなくなり、農家も日曜日は若い人達は出かけたりするのがふつうになってきました。それは、60代、70代の私達が昔出来なかったことだったのです。それだけ、一人一人の気持ちも変わってきているとつくづく思います。女性、男性もできることはして協力し合うことが大事だと思います。
女性	60歳代	能力のある人物を生かしてやる事、女性もこれからの世の中生活するに昔と全く違って今回の男女共同参画社会が少しでもこのアンケートでプラスになる事を願います。
男性	30歳代	男女平等の具体例などをあげてもらい、広報などでどんどんPRしてもらえるといいと思う。
女性	20歳代	「女性の活躍」の話をするときに想定されている「女性」が既婚者であったり、子どもがいたりする前提であることが多いように思います。生涯未婚率が今後も上がっていくと予想される今日、そういった人にも目を向けて考えていく必要があると思う。性的マイノリティについては、性的指向を表す「LGB」と性自認を表す「T」は分けて考え、また、「トランス男性・女性」の定義（自認のみ、手術済、戸籍済）をはっきりさせてから、政策を打つ必要があると思う。差別と区別を意識しながら、性別・自認・指向について勉強していきたい。
男性	50歳代	自分の周りには能力を評価すべき女性が少ない様に思う。少数ではあるが、男性も認めてる女性はずでに評価されている。女性の意識改革も必要だと思う。
女性	50歳代	男女共同参画社会に興味があって実現したいと思っている人は、地元に残らないと思います。都市部へ進学・就職して、社会で活動しているのではないかと思います。未だに古い考えがあり、男女が対等な立場で自らの意思を伝えるのは、難しいと常々思っています。
女性	40歳代	有給などをとりやすくしてほしい。